

## 「森林環境譲与税を活用する市町村へのお願いと提案」(H30.6 説明会資料抜粋)

## 森林環境譲与税の趣旨

## ◇森林環境譲与税の性格

地方譲与税：細かく規定される国庫補助金とは異なり、地方団体に一定の裁量

➢国として、使途の詳細な範囲について示すものではない。

➢地域の实情に応じて法令に定める予定の範囲（森林整備及びその促進に関する費用）で、事業を幅広く弾力的に実施できるもの。

市町村：森林整備（間伐、新たな森林経営管理制度に要する費用など）及びその促進（人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発）

都道府県：市町村による森林整備に対する支援等

## ◇使途の公表

○ 納税者への説明責任を果たす観点から、その具体の使途について、納税者に分かりやすい形で公表する必要

➢会計検査院のほか、納税者、メディアからのチェックを受ける

➢林務関係予算の増減及び譲与税の使途を説明できるようにすること

## ◇基金の設置

○ 法令で定められた使途どおり確実に執行するとともに、その実績を分かりやすく公表できるようにするため、市町村において基金を設置し、事業の執行と財源の管理を行って頂きたい（譲与税の全額を基金に直入し、支出内容を公表するなど）

○ 最初に譲与される平成31年9月までに条例を制定し、基金を設置すること

## ◇基本的な考え方（その1、その2）

森林環境税は、これまでの施策では森林整備等が進まない現状を踏まえ、新たに国民に税の負担をお願いするものであるため、既存施策の予算に充当するのではなく、新規の施策あるいは事業量を確実に増加させる施策に充てるのが適切。

➢既存林務関係予算に充当しないこと（単なる財源振り替えはしない※追加）

➢譲与額を既存林務関係予算に上乘せすること（既存林務関係予算は減額しない）

➢森林吸収源対策等の目標の達成のため、国の予算事業と森林環境譲与税による双方の取組により森林整備を一層推進。

道では、北海道森林づくり基本計画及び道内13の地域森林計画等に基づき、期待される機能に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林の整備や保全を推進。そのためには、森林所有者等による森林経営計画の作成の推進を基本とし、森林整備事業予算や森林環境譲与税など多様な財源の活用を促進。

なお、森林環境譲与税の活用においては、市町村による新たな森林経営管理制度の実施など森林整備を主体とし、それを促進する関連事業についても効果的に実施。

## 森林環境譲与税の活用方策の検討

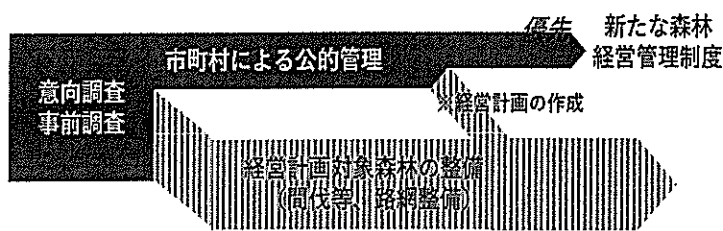
### ◇森林整備(森林経営管理制度を除く)

#### ①新たな市町村単独事業の創設

##### 【事業の検討】

- ・整備量の増加を図る観点から、公共事業等の上乗せではないものとし、公共事業等との公平性やバランスを考慮して採択要件や補助率等を設定
- ・地域のニーズや特性に応じた森林の整備を進めるため、助成対象とする作業種を柔軟に設定し、弾力的に運用
- ・既存施策への充当は適当でないという考え方を踏まえ、「未来につなぐ森づくり推進事業」には充当しない

#### 森林環境譲与税の使途 (イメージ)



#### [各財源の対象メニュー] (イメージ)

公共：植栽、下刈、林道開設等  
非公共：搬出間伐、林業専用道開設等  
譲与税：保育(除間伐等)、間伐、附帯施設整備(殺鼠剤散布等)、林業専用道(規格相当)、森林作業道の開設等

#### ②市町村自らが行う森林整備

- 所有者からの寄附等により取得した市町村有林の整備 (造林、保育、間伐等)
- 山地災害防止やレクリエーションの場の提供のための森林の整備
- 間伐等を実施した森林における有害鳥獣駆除対策
- 森林経営管理制度や譲与税を活用して整備を行う森林の境界画定 など

### ◇人材育成・担い手確保

#### ①市町村における林務行政の体制強化

- 専任職員の配置や地域林政アドバイザー制度の活用 (嘱託職員、委託)
- 道などが行う職員向け研修会への参加 など

#### ②林業事業者の人材育成等への支援

- 担い手確保に向けた地域協議会の運営
- 新たに就業を希望する人材に対する林業への定着支援
- 就業を希望する人材の研修、研修機材の整備 ➢ 林業就業者の労働安全装備補助
- 林業就業者の技術研修や研修機材の整備 ➢ 森林施業プランナーの育成 など

### ◇木材利用の促進

#### ①建築物等における地域材の利用促進

- 市町村自らが整備する公共建築物の木造化・木質化
- 広く多数の人が利用する公共性が高い民間施設の木造化・木質化等に対する助成
- ~~地域材を活用した一般住宅等への助成~~ → 適切でない
- 教育施設、子育て支援施設等における木製の机・椅子・書棚・遊具等の整備 等

#### ②木材の大消費地における地域材の利用促進

- 都市 (木材利用) と山村 (森林整備) を結びつける都市間連携の取組 (姉妹都市との木材利用・都民の森の設定等に関する協定 など)
- 都市部での地域材の売り込みやPR活動 など

#### ③木質バイオマスエネルギーの利用促進

- 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入助成
- 木質バイオマスの燃料利用に対する地域材(林地未利用材等)の調達・利用への支援

### ◇普及啓発

- 森林環境教育、木育活動、植樹活動の実施 (ボランティア活動支援を含む)
- 市町村における第44回全国育樹祭 (H32年) 関連行事の開催 など